



平成 28 年 1 月 13 日

各 位

会社名 株式会社 薬 王 堂  
代表者名 代表取締役社長 西 郷 辰 弘  
(コード番号 3385 東証第一部)  
問合せ先 経営企画室長 坂 本 篤  
電話番号 0 1 9 - 6 9 7 - 8 4 8 0

### 「内部統制システム構築に関する基本方針」の一部改定に関するお知らせ

当社は、平成 28 年 1 月 13 日開催の取締役会において、「内部統制システム構築に関する基本方針」を改定することを決議しましたので、下記のとおり改定後の内容をお知らせいたします。

#### 記

- 1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制**

コンプライアンス体制に係る規程を制定し、取締役が率先垂範して法令等を遵守するとともに、使用人の職務の執行が法令や定款に適合することを確保し、法令遵守を企業活動の前提とする。

コンプライアンス体制の推進を組織的かつ永続的に運営するための常設の機関として、代表取締役社長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、法令遵守体制の整備と遵守状況の把握を行い、結果を取締役に報告する体制を構築する。

また、内部通報制度として、コンプライアンス・ホットラインを設置し、全役職員より法令違反等に関する相談や通報を受け付ける体制を整備する。
- 2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制**

稟議規程及び文書管理規程に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書又は電磁的媒体（以下、文書等という）に適切に記録し、保存する。取締役及び監査役は、文書管理規程により、常時、これらの文書等を閲覧できるものとする。
- 3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制**

事業を取り巻く様々なリスクに対応するために「リスク管理規程」を定め、リスク管理体制を整備するとともに、リスク管理委員会を設置してリスクの分析、評価及び対応状況を定期的に確認し、必要な対策を講じる。

また、重大事故、災害など緊急を要するリスクが発生した場合は、「リスク管理規程」に基づいて緊急対策本部を設置し、対策本部長を中心とした情報収集並びに対応策の検討、決定及び実施などにより迅速に対応する体制を整備する。
- 4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制**

取締役会は役職員が共有する全社的な目標を定め、これに基づき各部門は実施すべき具体的な行動計画を含めた目標を設定し、業務執行を行う。

取締役会は毎月開催するほか、取締役会を補完する経営会議において重要事項等を細部にわたり検討するとともに、週単位の業務執行状況を把握するための部長会議を毎週開催する。
- 5. 監査役の職務を補助すべき使用人に関する体制と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項、当該使用人に対する指示の実行性の確保に関する事項**

監査役は、内部監査室所属の職員等（以下当該使用人）に監査業務に必要な事項を指示、命令することができる。当該使用人は監査役との協議により監査役の要望した事項の内部監査を実施し、その結果を監査役に報告する。

また、取締役は当該使用人の人事異動及び考課を行う場合には、事前に監査役に意見を求めるものとする。

**6. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制及び当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制**

取締役及び使用人は、監査役に対して法定の事項に加え、全社的に重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況等をすみやかに報告する。報告の方法については、取締役と監査役会との協議により決定する方法によるものとする。

また、内部通報制度の運用規程に基づき、監査役に報告を行ったことを理由として報告者に対する不利な取扱いを禁止する。

**7. 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続きその他当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項**

監査役から職務の執行について所要の費用の請求を受けたときは、その費用が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、すみやかに当該費用及びその債務を処理するものとする。

**8. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制**

監査役は業務の執行状況を把握するため、法令で定められた会議のほか、必要に応じて、重要な会議に出席し意見を述べることができる。

また、監査役会は代表取締役、会計監査人とそれぞれ定期的に意見交換を開催するものとする。

以上